## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) の使途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。 この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の使途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

1,275,273 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 10,946,295 千円

														(単位:千円)
										財 源 内 訳				
		事		業		名			経費	特定財源			一般財源	
				*		/ 1			性 复	国支出金	府支出金	その他	地方消費税 交付金	その他
社	会	福	扯區	章 害	者	畐 祉	事	業	4, 471, 193	2, 057, 446	1, 131, 934	10	149, 335	1, 132, 468
社	会	福	扯雨	高 齢	者	畐 祉	事	業	217, 581	0	8, 813	98, 658	12, 828	97, 282
社	会	福	独り	凡 童	福	祉	事	業	6, 462, 835	2, 362, 566	904, 353	269, 663	340, 916	2, 585, 337
社	会	福	扯卡	母 子	福	祉	事	業	116, 285	14, 960	41, 031	10	7, 023	53, 261
社	会	福	を かい	生活化	呆 護	扶耳	力 事	業	5, 220, 307	3, 846, 875	89, 095	15, 000	147, 881	1, 121, 456
社	会	福	祉さ	そ	Ó	か		他	343, 005	0	43, 513	1, 780	34, 684	263, 028
社	会	保	険り	介護	保	険	事	業	1, 839, 576	82, 159	41, 079	0	199, 958	1, 516, 380
社	会	保	険 [	国民例	建 康	保『	魚 事	業	1, 258, 969	140, 463	496, 502	0	72, 465	549, 539
社	会	保	険値	後期高	静	者医	療 事	業	1, 861, 386	0	306, 381	0	181, 162	1, 373, 843
社	会	保	険る	そ	Ó	カ		他	164, 509	975	6, 106	2, 444	18, 056	136, 928
保	健	衛	生業	親子。	ナこ	やカ	), 事	業	124, 362	7, 481	3, 546	0	13, 204	100, 131
保	健	衛	生例	建康	増	進	事	業	47, 322	0	12, 829	0	4, 019	30, 474
保	健	衛	生え	がん	検	診	事	業	113, 524	7	0	0	13, 225	100, 292
保	健	衛	生一	予防	対	策	事	業	372, 601	5, 885	1, 402	0	42, 560	322, 754
保	健	衛	生言	診 療	所 i	軍 営	事	業	88, 015	0	0	44, 228	5, 101	38, 686
保	健	衛	生者	- <u>-</u>	(	カ		他	283, 637	0	0	1, 618	32, 856	249, 163
		e	ì			計			22, 985, 107	8, 518, 817	3, 086, 584	433, 411	1, 275, 273	9, 671, 022

(消費税法第1条第2項に規定する経費)

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費